別紙３　個人情報の取扱

1. 受託者は、JSC から預託を受けた個人情報*1（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
2. 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に JSC の承認を得た場合は、この限りでない。
   (1) JSC から預託を受けた個人情報を第三者に預託もしくは提供し、又はその内容を知らせること。
   (2) JSC から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
3. 受託者は、JSC から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
4. JSC は、必要があると認めるときは、業務の現場および受託者の事務所等において、JSC が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をし、受託者に対し必要な指示をすることができる。受託者は、JSC からその調査および指示を受けた場合には、JSC に協力するとともにその指示に従わなければならない。
5. 業務が完了したとき又は契約が解除されたときは、受託者は、JSC から預託を受けた個人情報を、速やかに JSC に返還しなければならない。ただし、JSC が別に指示したときは、その指示によるものとする。
6. 受託者は、JSC から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損および第 2 項に係る違反等が発生したときは、JSC に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
7. 第 1 項および第 2 項の規定については、この業務を完了し、又は契約が解除された後であっても、なおその効力を有するものとする。
8. 受託者は、本業務の遂行上、個人情報の取扱の全部又は一部を第三者（以下、「再委託先」という。）に委託（以下、「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、JSC に対し、再委託する旨、再委託先の名称および住所を事前に書面により通知し、JSC の書面による許諾を得るものとする。
9. 受託者は、再委託する場合、再委託先に対して、この別紙に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱に関する受託者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
10. 受託者は、責任者および業務従事者の管理および実施体制について、書面にて速やかに JSC に提出するものとする。

*1　JSC から預託を受けた個人情報とは、受託者が業務履行過程において取得した個人情報も含むものとする。